

# 審査の結果の要旨

論文提出者氏名 辻 英 史

本論文「貧困と名誉 — 19世紀のドイツ都市の公的救貧事業」は、ドイツの都市を対象として、19世紀から20世紀初頭までの市民社会の発展の中で、公的救貧事業がいかに展開し、都市と市民がこれにいかに関わっていったのかを考察したものである。

論文は4章から構成され、大きく二つの部分に区別される。はじめの二つの章は都市における自治制度の発展と、名誉職行政および救貧事業という領域との相互連関をドイツ帝国全体を視野に収めつつ跡づけている。第1章では1830年以降新たに市政の主導権を握った経済・教養市民層の下で、名誉職行政が大きな役割を担っていった課程を丹念に追っている。これらの市民層は自由主義的な思想をもち、都市は市民が私利私欲を捨てて都市全体のために尽くすべき共同体であるとする「古典的共和主義」の立場をとった。その際に名誉職制度が、この立場を具体化し、「公共の福祉」という理念を実践に移すための重要な装置として活用され、19世紀後半にはドイツ全土に渡って、この制度をつうじて自由主義的市民層が都市自治に積極的に関わったことが述べられている。

第2章は都市自治体の公的救貧事業を分析の対象とし、その際19世紀半ばに自由主義的市民によって考案されたエーベルフェルト制度という救貧システムが、ドイツのほとんどの大都市・中都市で取り入れられたことに注目している。この制度は都市の各地区に名誉職救貧委員を配置し、彼らに地区内に住む貧民を訪問して自らの裁量において救貧に当たらせるものであった。この制度は、貧困を防止して都市社会を安定化するという「目的としての救貧」と、市民の救貧事業への関与を通じて市民社会の規範が実践され内面化されるという「手段としての救貧」とを同時に実現しうるものとして都市の関心と呼び、それがこの制度の普及につながったと論じる。

後半の3章、4章はバイエルンの首都ミュンヘンを例にとり、ここでの公的救貧事業の発展とその事業に関係した市民および貧民の社会史的な分析をおこなっている。第3章では急速な都市化の中で、都市当局だけではなく、民間のさまざまな福祉団体も救貧事業に関わり、両者が並行しつつときには協力して事業に当たる体制をとったことが、ミュンヘン市の特色として引き出される。しかし公的な救貧事業は19世紀末には社会の安定化や貧民の統合に失敗し、名誉職救貧委員として活動する市民の情熱も低下することとなる。

第4章ではこうした事態を受けて、世紀転換期にミュンヘン市が公的救貧事業をどのように再編したかを扱っている。ここでは女性の名誉職救貧への登用が重要な特色として指摘され、また長期の定住者だけを救貧の対象とする法律が廃止されて、バイエルン王国に属する者ならばいつでもどこでも救貧を受けられるようになった事情が解明される。最後に第1次世界大戦の時にミュンヘンでは戦時福祉事業が以前の救貧事業を基盤として構築され、それがワイマール期の社会国家を導く先駆的な改革であったことが明かされる。

本論文は19世紀から20世紀初頭にかけての都市の救貧事業の展開を、ドイツ全体とミュンヘンという個別都市の両者に関して多くの資料や統計を用いて綿密に跡づけている点がまず重要である。またそれを、近年の社会史研究の傾向に照らして同時代の政治・経済・社会・文化・思想などさまざまな領域における発展の傾向と関わらせながら論じている点にも注目すべきである。個別の都市の救貧事業を対象とする、今まで出されてきた多くのモノグラフィーが、詳細かつ緻密な研究である一方、この事業を近年の社会史研究の諸傾向や他の歴史的諸要因と関連づけることには十分に配慮していない現状において、目配りの利いた、総合的な本論文の論述は研究上の重要な貢献と言うに値する。

さらに、現代における社会政策や福祉事業との連関にも十分な配慮がなされていることも指摘できる。19世紀に展開したヴォランティア的な名誉職救貧の理念や女性の救貧活動への参加などは本論文の重要な論点として社会史研究に大きく寄与しうるものであるが、同時に現代のドイツをはじめとする諸地域のこの分野の制度や理念にも多大な影響を残していることが説得的に論じられている。

ただ審査においては次のような欠点も指摘された。

前半の総論部分とミュンヘンを扱った後半部分の関連が十分説得的に論じられていない。市民の自立性や名誉の理念を日常史的な分析から析出するという論文の意図が十分達成されていない。「目的としての救貧」と「手段としての救貧」という、それ自体は分析概念として工夫されている救貧機能の二側面が必ずしも明確に区別されずに使われている部分がある。経済学上の概念の用法や地名の表記にあいまいさや誤りが散見される。「規律化」という概念をこれ以前の絶対主義時代の「規律化」概念と同じ意味で使っているが、19世紀的な意味での「規律化」の特色をはっきり打ち出すべきである。救貧における教会の役割についてもより細かい分析が必要である、などである。

しかしこれらを指摘した各審査員は、これらの瑕疵が本論文の研究上の貢献とくらべれば大きな意味はもたず、本論文が博士論文としての水準を十分超えているという判断で一致した。したがって審査委員会は本論文が博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものと認定した。